# カンボジア民事模擬裁判記録 一貸金請求事件-

2007年12月13日

独立行政法人国際協力機構(JICA) 王立裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト 模擬記録作成ワーキンググループ作成

目録								
文書の標目	ページ	備考						
第1回弁論準備手続調書	1							
第2回弁論準備手続調書	3							
第1回口頭弁論調書	5							
第2回口頭弁論調書	6							
第3回口頭弁論調書	7	判決言渡し						
判決書	8	省略						
訴状	9							
答弁書	11							
原告第1準備書面	12							
原告最終準備書面	13							
被告最終準備書面	14							
書証目録	15	原告申出分						
書証目録	16	被告申出分						
証人等目録	17	原告申出分						
証人等目録	18	被告申出分						
証拠説明書	19	原告						
証拠説明書	20	被告						
X 1 号証	21	原告と被告の消費貸借契約書						
X 2 号証	22	銀行のステイトメント						
X 3 号証	23	自動車の売買契約書						
Y 1 号証	24	銀行のステイトメント						
Y 2 号証	25	被告とサオダラの消費貸借契約書						
証人調書	26	クルン・ボパー						
本人調書	34	ソック・ボラー (被告)						
本人調書	43	キエウ・アート (原告)						
証拠申出書	51	原告(人証)						
証拠申出書	52	被告(人証)						
訴訟委任状	53	原告						
訴訟委任状	54	被告						
送達報告書	55							

調停	安貝	裁	へ°ン・		2/9•10:00	弁準				<u> </u>
		判	ボラヴィ		2/23 • 10:00	弁準			<b> </b>	
		官	· • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	期	3/23 • 10:00	証3			<b> </b>	
		書	スン・	日	3/30 • 10:00	弁結				
		普記恒	セイヨン		4/4•10:00	判			<b> </b>	
		日								
			民事	第	一審訴			ン市裁判	1武兄事名	労の立[7
							/ / Z * \	/ 川 秋 十		<u> </u>
結	果				117	7				
平成年	月日				11	<b>'</b>				
□認須	容					事		貸	金	
□一普	『認容	事				件		貝		
		件悉				の				
□棄劫		番号				標目				
□和角	屛									
□認詢	若									
□取-	F									
_	'									
		符号    当事者		符号	代:	理人		話		
保	保	13.75			13.5			F.	AX	
存	存終		_							
始 期	料	X	キエウ	・ア	<b>-</b>  -		メアス・ピッ			
793	791									
報告		1								
口受理	Ħ									
□結身	長									
保管集	勿	3.7	))h	ホニ	<b>.</b> .		12 1 7	121		
口受力	Λ.	Y	ソック•	ハン	, <u> </u>		ヒイレノ	ッ・ボット		
□返遺	景									
予告發										
□嘱詞	E									
□抹浴	肖									
□事件	牛票									
  □事/										

当事者欄 符号 原告 X・被告 Y・参加人 P 補助参加人 Q

本件弁論準備期日を2007年2月9日午前10時と指定する。 2007年1月13日

裁 判 官 ペン・ボ

## 第1回弁論準備手続調書

事件の表示 Case No. 117 貸金請求事件

期 日 2007年2月9日午前10時

場 所 プノンペン市裁判所民事第2部準備手続室

裁判官 ペン・ボラヴィ

裁判所書記官 スン・セイヨン

出頭した当事者等 原告代理人 メアス・ピッ

被告代理人 ビィレアッ・ボット

期日になされた事柄の要領

裁判官

和解勧告

和解打切り

原告代理人

訴状のとおり陳述

### 被告代理人

答弁書のとおり陳述

被告が一部弁済をした際、領収書を受け取らなかったことは、認める。 被告は領収書を要求したが、原告は、全額弁済するまで作成しないと述べ てその作成を拒絶したものである。

### 原告代理人

被告が一部弁済をし、原告が残額を免除したとの被告の主張について、 次回までに認否及び反論をする。

原告が2006年6月ころに車を購入したとの被告の主張について,次回までに認否及び反論をする。

#### 当事者双方

次回までに人証及び書証の申出も検討する。

### 裁判官

原告に対し、上記認否及び反論を記載した準備書面の提出期限を、20 07年2月16日と定める。 証拠関係 書証目録のとおり

次回期日 2007年2月23日午前10時 弁論準備期日

以 上

裁判所書記官

*スン・セイヨン* 

裁判官

## 第2回弁論準備手続調書

事件の表示 Case No. 117 貸金請求事件

期 日 2007年2月23日午前10時

場 所 プノンペン市裁判所民事第2部準備手続室

裁判官 ペン・ボラヴィ

裁判所書記官 スン・セイヨン

出頭した当事者等 原告代理人 メアス・ピッ

被告代理人 ビィレアッ・ボット

期日になされた事柄の要領

原告代理人

第1準備書面のとおり陳述

### 被告代理人

2006年7月ころ以降,原告から支払の催促があったことは認める。 原告は、被告に対して免除の意思表示をしたのにもかかわらず、その後1 か月以上経ってから、突然支払の催促をしてきたものである。

#### 裁判官及び当事者双方

争点及び証拠調べにより証明すべき事実について,以下のとおり確認した。

- 1 争点は、2006年6月1日に被告が原告宅を訪れた際における次の 各事実の存否である。
  - ① 被告による6000ドルの一部弁済
  - ② 原告による残額を免除する旨の意思表示
- 2 ①,②の各事実の存否に関連する事情は、次のとおり整理された。
- (1) ①の事実を肯定する方向の事情として、被告は次の各点を主張する。
  - ・被告が2006年6月1日に6000ドルを調達し、その日のうち に原告宅を訪れたこと
  - 原告が2006年6月ころに5000ドルの車を購入したこと
- (2) ①の事実を否定する方向の事情として、原告は次の点を主張する。
  - ・領収書が作成されなかったこと
- (3) ②の事実を否定する方向の事情として、原告は次の点を主張する。

- ・2006年7月以降、原告が被告に支払の催促を繰り返したこと
- 3 人証により証明すべき事実は、次のとおりである。
- (1) 被告は、証人クルン・ボパーの尋問及び被告本人尋問により、200 6年6月1日における原告と被告とのやり取りのほか、前記事情について立証する。
- (2) 原告は、原告本人尋問により、上記同様の事実及び事情について立証する。

## 裁判官

弁論準備手続終結

証拠関係 証人目録及び書証目録のとおり

次回期日 2007年3月23日午前10時 口頭弁論期日

以上

裁判所書記官

スン・セイヨン

裁判官

第1回口頭弁論調書

事件の表示 Case No. 117 貸金請求事件

期 日 2007年3月23日午前10時

場 所 プノンペン市裁判所 法廷で公開

裁判官ペン・ボラヴィ

裁判所書記官 スン・セイヨン

出頭した当事者等 原告 キエウ・アート

原告代理人 メアス・ピッ

被告 ソック・ボラー

被告代理人 ビィレアッ・ボット

### 弁論の要領

裁判官及び当事者双方

以下のとおり, 弁論準備の結果陳述

- 1 争点及び証拠調べにより証明すべき事実については、第2回弁論準備 手続調書記載のとおり
- 2 証拠関係は、書証目録及び証人等目録記載のとおり

証拠関係 別紙のとおり

裁判官

和解勧告

和解打ち切り

次回期日 2007年3月30日午前10時 口頭弁論期日(弁論終結予定)

以上

裁判所書記官

スン・セイヨン

裁判官

第2回口頭弁論調書

事件の表示 Case No. 117 貸金請求事件

期 日 2007年3月30日午前10時

場 所 プノンペン市裁判所 法廷で公開

裁判官 ペン・ボラヴィ

裁判所書記官 スン・セイヨン

出頭した当事者等 原告代理人 メアス・ピッ

被告代理人 ビィレアッ・ボット

弁論の要領

原告代理人

原告最終準備書面のとおり陳述

被告代理人

被告最終準備書面のとおり陳述

裁判官

弁論終結

次回期日 2007年4月4日午前10時 判決言渡し

以上

裁判所書記官

スン・セイヨン

裁判官

第3回口頭弁論調書

事件の表示 Case No. 117 貸金請求事件

期 日 2007年4月4日午前10時

場 所 プノンペン市裁判所 法廷で公開

裁判官ペン・ボラヴィ

裁判所書記官 スン・セイヨン

出頭した当事者等 原告代理人 メアス・ピッ

被告代理人 ビィレアッ・ボット

弁論の要領

裁判官

判決原本に基づき判決言渡し

以上

裁判所書記官

*スン・セイヨン* 

裁判官

# 判 決 書 (省略)

## 訴 状

### プノンペン地方裁判所 所長殿

原告: キエウ・アート (男性, 46歳, 身分証明書 No. 1111)

住所:プノンペン、カン・チョムカー・モーン、サンカット・トンレー・バサ

ック No. 12

原告代理人:メアス・ピッ

住所:プノンペン,××,〇〇(※原告代理人弁護士の住所)(送達場所)

被告: ソック・ボラー (男性, 46歳, 身分証明書 No. 2222)

住所: プノンペン、カン・ドーンペン、サンカット・プサール・カンダル No.

34

訴訟物の価額 8000ドル

申立手数料 25万4000リエル

#### 第1 原告が求める判決

下記の判決及び仮執行の宣言を求める。

- 1. 被告は原告に対し、9600 ドル及びそのうち 8000 ドルに対する 2006 年 6 月 2 日から支払済みまで年 2 0 %の割合による金員を支払え。
- 2. 訴訟費用は被告の負担とする。

## 第2 請求を特定するのに必要な事実

- 1. 原告と被告との間の 2004 年 6 月 1 日付け消費貸借契約に基づく貸金 8000 ドルの請求。
- 2. 1の際に約束された年10%の割合による2年分の利息1600ドルの請求。
- 3. 1の際に約束された弁済期の翌日である 2006 年 6 月 2 日から支払済みまでの 年 2 0 %の割合による遅延利息の請求。

### 第3 請求を理由づける事実とこれに関連する重要な事実

2004年4月ごろ、被告は自宅の改築のために原告に対して8000ドルの貸金を申し込んだ。

古くからの友人であるので、原告は了承し、同年6月1日に返済期を2006年6月1日とする8000ドルの消費貸借契約を締結し、この契約に基づいて8000ドルを被告に渡した。被告は弁済期まで2年分の年10%の利息について合意し、

その契約書に署名した。さらに、弁済期を過ぎて支払いがない場合の遅延利息 年20%についても合意した。(X1号証)

弁済期である 2006 年 6 月 1 日に被告は原告の家を訪れたが、被告の父親の病気治療のためにお金が必要であるといい、元金も利息も支払わなかった。現在に至るまで、被告は全然返済していない。

プノンペン、2007 年 1 月 12 日 署名 原告任意代理人

### 添付資料:

- 1. X1号証 消費貸借契約書
- 2. 訴訟委任状

# 答 弁 書

プノンペン市裁判所 1 1 7 号 貸金請求事件 原告 キエウ・アート 被告 ソック・ボラー

プノンペン市裁判所 御中 2007年2月5日

住所 プノンペン, △△, □□ (※被告代理人弁護士の住所) (送達場所) 被告代理人弁護士 ビィレアッ・ボット

- 第1 原告が求める判決に対する答弁
- 1 原告の請求をいずれも棄却する
- 2 訴訟費用は原告の負担とする

との判決を求める。

- 第2 原告の主張する事実に対する認否
  - 1 以下の事実は、いずれも認める。
  - (1) 原告と被告とが、弁済期を2006年6月1日として8000ドル貸す契 約を締結したこと
  - (2) この契約に基づき8000ドルを被告が受け取ったこと
  - (3) 原告と被告とが、被告の署名のある書面によって、弁済期まで年10パーセントの利息を支払うことを合意したこと
  - (4) 原告と被告とが、弁済期に支払をしなかった場合の遅延利息については利率を年20パーセントにすることを合意したこと
  - 2 被告が貸金、利息、遅延利息の支払義務を負うとの主張は争う。

#### 第3 被告の主張

1 被告は、2006年6月1日、銀行預金から5000ドルを引き出すとともに、妻の叔父であるサオ・ダラーから1000ドルを借りて合計6000ドルを調達した。そして、被告は、その日の夕方、妻を伴って原告宅に赴き、前記借入金の一部弁済として上記6000ドルを支払い、原告は、これを弁済として受け取った。

なお、原告の息子が、2006年6月頃から、4000ないし5000ドル くらいする中古のカムリに乗るようになったが、これは、原告が被告の一部弁 済金で買ったものであると推測される。

- 2 また、このころ、被告の父親が病気になって外国の病院に入院しなくてはならず、被告は金に困っていた。被告が上記一部弁済の際にそれを説明すると、原告は、同情してくれて、被告に対し、残額は免除するとの意思表示をした。
- 3 したがって、被告にはもはや何ら支払義務は残っていない。

# 原告第一準備書面

プノンペン市裁判所 1 1 7 号 貸金請求事件 原告 キエウ・アート 被告 ソック・ボラー

2007年2月16日 プノンペン市裁判所 御中

原告代理人弁護士 メアス・ピッ

被告答弁書の主張に対し、以下のとおり認否と反論をする。

1 原告は、被告が5000ドルを引き出したことや、親戚から1000ドルを借りたことは不知。

2006年6月1日に被告が原告に対し、6000ドルを支払ったことは否認する。被告とその妻はこの日原告宅に来たが、むしろ、父親の病気を理由に更に4000ドル貸して欲しいといってきたくらいであり、6000ドルを弁済したということはありえない。原告は、支払を受けたら必ず領収証を作成するので、領収証がないということは、一部弁済はなかったということにほかならない。

なお、原告が、2006年6月30日に5000ドルのカムリを買ったことは認めるが、これは、原告の預金口座から下ろした金で買ったものである。原告は、2006年6月15日に預金口座から1万ドルを引き出し、そのうち5000ドルをカムリの代金として使った。残りの5000ドルは娘の結婚式に使った。また、この預金口座には、2006年6月1日から同月30日までの間、入金はなされていない。

2 原告が、残額について免除の意思表示をしたという点も否認する。

原告が被告に対し、債務を免除するなどという話をしたことは一切ない。逆に、原告は、2006年7月以降、被告に対し、何度も貸した金を返すように催促した。

# 原告最終準備書面

プノンペン市裁判所 1 1 7 号 貸金請求事件 原告 キエウ・アート 被告 ソック・ボラー

2007年3月25日 プノンペン市裁判所 御中

原告代理人弁護士 メアス・ピッ

以下省略

# 被告最終準備書面

プノンペン市裁判所 1 1 7 号 貸金請求事件 原告 キエウ・アート 被告 ソック・ボラー

2007年3月26日 プノンペン市裁判所 御中

被告代理人弁護士 ビィレアッ・ボット

以下省略

	(X)		書	証		目	録	(	原	告	提出分)
(この目録は、各期日の調書と一体となるものである。)											
	提	出	採否	の裁判	J	Ī	陳		述		
番号	期日	標目等	期日	等。	采否 の別	期日	成立	成 つ	立の争い ハてのi	ヽに E張	備考
1	第 1 回 ☑ 弁論準備 □ 弁 論	消費貸借契約書 原告と被告との間 で作成されたもの	第 1 ☑ 弁詣 □ 弁	論準備	$\smile$	第 1 回 ☑ 弁論準備 □ 弁 論	認				
2	第 2 回 ☑ 弁論準備 □ 弁 論	銀行口座計算書 カンボンデ銀行プリンペン支店作成の原告名義の口座のもの	第 2 ☑ 弁詣 □ 弁	a準備 	$\smile$	第 2 回 ☑ 弁論準備 □ 弁 論	認				
3	第 2 回 ☑ 弁論準備 □ 弁論	請求書兼領収書 スレイ・スラッシュと原告 との間で作成され たもの	第 2 ☑ 弁詣 □ 弁	a 準備 	$\smile$	第 2 回 ☑ 弁論準備 □ 弁論	認				
	第 回 □ 弁論準備 □ 弁論		第 弁 弁 計	a 準備		第 回 □ 弁論準備 □ 弁論					
	第 回 □ 弁論準備 □ 弁論		第 弁 弁 計	a準備	採 • 否						

<sup>(</sup>注) 該当する事項の□に☑を付する。

	(Y)		書	証	目	録	(被	告	提出分)
(この目録は、各期日の調書と一体となるものである。)									
	提	出	採否の表	裁判		陳	述		
番号	期日	標目等	期日等	等 採否の別	期日	成立	成立の争 ついての		備考
1	第 2 回 ☑ 弁論準備 □ 弁 論	銀行口座計算書 カンボジア銀行プノン ペン支店作成の被告名義の口座のもの		(採) ・ 論 否	☑ 弁論準備	認			
2	第 2 回 ☑ 弁論準備 □ 弁 論	消費貸借契約書 被告とサオ・ダラーと の間で作成された もの	第 2 回 <b>2</b> 弁論準	(採) ・ 音	第 2 回 ☑ 弁論準備 □ 弁 論	認			
	第 回 □ 弁論準備 □ 弁論		第 回 弁論準		第 回 弁論準備 中 弁論				
	第 回 □ 弁論準備 □ 弁論		第 回 弁論準 □ 弁 □		第 回				
	第 回 □ 弁論準備 □ 弁論		第回印金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金金		_ >				

<sup>(</sup>注) 該当する事項の□に☑を付する。

	証	人等	Ť	目 録			(原告	申出分)
(	この目録は、期日に行われ	ルた事項につい	ては	,各期日の	調書と一	体と	なるものである	· )
	申 出	採否の裁判	<b>4</b> ]	証拠調	べの施行		- 調書の作成に	
期日等	証拠方法の表示等	期日等	採否	指定其		実	関する許可等	備考
		7,7	の別	年月日 2007.3.2	時 10	施		
			採	3	10	$\square$	□ 調書省略	
第 2 回		第 2 回		同行			□ 調書記載に	
☑ 弁論準備	原告本人	☑ 弁論準備					代わる録音	
□ 弁 論	<u> </u>	□弁 論					テープ等	
			_					
			否					
							□ 調書省略	
第回		第回	採				┃ ┃ □ 調書記載に	
□ 弁論準備		□ 弁論準備					代わる録音	
			•				テープ等	
□ 弁 論		□ 弁 論					リーク寺	
			否					
			採				□ 調書省略	
第 回		第 回	2/10				□ 調書記載に	
□ 弁論準備		□ 弁論準備					代わる録音	
□弁 論		□弁 論	•				テープ等	
			否					
							□調書省略	
第回		第回	採				□ 調書記載に	
□ 弁論準備		□ 弁論準備						
			•				代わる録音	
□ 弁 論		□ 弁 論					テープ等	
			否					
			採				□ 調書省略	
第 回		第 回	11/				□ 調書記載に	
□ 弁論準備		□ 弁論準備					代わる録音	
□弁 論		□弁 論	•				テープ等	
			否					

(注) 該当する事項の□に☑を付する。

	証	人	等	目 録			(	被	告	申出分)
(	(この目録は、期日に行われた事項については、各期日の調書と一体となるものである。)									
	申 出	採否の裁	津	証拠調	べの施行		電田 電	生のが	成に	
期日等	証拠方法の表示等	期日等	採否の別	指定期 年月日	明日 時	実施			下可等	備考
			(FO)	2007. 3. 2 3	10	Ø		調書往	省略	
第 2 回		第 2 回	採)	同行				調書語	記載に	
☑ 弁論準備	証人	☑ 弁論準備						代わる	る録音	
□弁 論	クルン・ボパー	□ 弁 詳	Ħ					テース	プ等	
			否							
				2007. 3. 2	10	$\square$		調書往	省略	
第 2 回		第 2 回	(採)	3 同行				調書語	記載に	
☑ 弁論準備	July the I. I	☑ 弁論準備	Ħ					代わる	る録音	
□弁 論	被告本人	□ 弁 詳	÷ i					テース	プ等	
			否							
			採					調書往	省略	
第 回		第 回	1/1					調書語	記載に	
□ 弁論準備		□ 弁論準備	<b>†</b>					代わる	る録音	
□弁 論		□ 弁 詳						テージ	プ等	
			否							
			Н							
			採					調書往		
第回		第 回							記載に	
□ 弁論準備		□ 弁論準備	•						る録音	
□弁 論		□ 弁 論	Ĥ					テース	プ等	
			否							
			採					調書往	省略	
第 回		第 回	休					調書語	記載に	
□ 弁論準備		□ 弁論準備						代わる	る録音	
□弁 論		□ 弁 詳						テージ	プ等	
			否							

<sup>(</sup>注) 該当する事項の□に☑を付する。

プノンペン市裁判所 1 1 7 号 貸金請求事件 原告 キエウ・アート 被告 ソック・ボラー

2007年2月16日 プノンペン市裁判所 御中

原告代理人弁護士 メアス・ピッ

## 証拠説明書

### X2 銀行口座計算書

カンボジア銀行プノンペン支店作成の原告名義の口座のもの。

立証趣旨:原告が、2006年6月15日に原告名義の預金口座から1万ドルを引き出したこと、また、同月1日から同月30日までの間に同口座に入金がないこと

### X3 請求書兼領収書

原告とスレイ・スラッシュ(Srey Srash)との間で作成されたもの。

立証趣旨:原告が、2006年6月30日に代金5000ドルでトヨタ・カムリを 購入したこと

プノンペン市裁判所 1 1 7 号 貸金請求事件 原告 キエウ・アート 被告 ソック・ボラー

2007年2月20日 プノンペン市裁判所 御中

被告代理人弁護士 ビィレアッ・ボット

# 証拠説明書

### Y 1 銀行口座計算書

カンボジア銀行プノンペン支店作成発行の被告名義の口座のもの。

立証趣旨:被告が、2006年6月1日に被告名義の預金口座から5000ドルを 引き出したこと

## Y 2 消費貸借契約書

被告とサオ・ダラーとの間で作成されたもの。

立証趣旨:被告が、2006年6月1日にサオ・ダラーから1000ドルを借り入れたこと

# 消費貸借契約書

消費貸借契約書 No. 0A-99999A

本契約は下記の債権者及び債務者間で締結されたものである。

債権者: Khiev Art 身分証明書No. 1111

電話番号: 012-999-111

住所:プノンペン,カン・チョムカー・モーン,サンカット・トンレー・バ

サックNo. 12

債務者: Sok Bora 身分証明書No. 2222

電話番号: 012-999-222

住所:プノンペン,カン・ドーンペン,サンカット・プサール・カンダルNo.

34

## 両当事者は下記のとおり合意した。

- 1. 債務者は債権者から、2004年6月1日、8000ドルを借り、同日その8000ドル を受け取った。
- 2. 貸付期間 24ヶ月 (お金引渡し日から計算)
- 3. 貸付期間中の利息 年利10%
- 4. 債務者は24ヶ月後の2006年6月1日に債権者に8000ドル及び利息を返済する。
- 5. 債務者が上記返済期日に貸付金全額を返済できない場合は、債務者は遅延 利息を支払う。

遅延利息は利息の倍の年利20%とし、遅延金額及び遅延期間に基づいて 計算する。

2004年6月1日 2004年6月1日

債権者の右の拇印 債務者の右の拇印

A (署名) B (署名)

# カンボジア銀行

預金口座番号:000-99999999 Khiev Art

通貨:USドル

預金口座のステイトメント (2006年6月1日から2006年6月30日まで)

取 引 日	処 理 日	取引内容	支払金額	預金金額	差引残高
		繰越金額			15,500
15-Jun-06	15-Jun-06	現金引出	10.000		5, 500
		合計			5.500

カンボジア銀行 プノンペン支店作成 カンボジア王国 国家・宗教・国王

No. 0 0 0 1 1 1

請求書兼領収書

販売者

氏名 Srey Srash 性別 年齡

職業 中古車販売

住所

車の種類 年式 95年型・トヨタ・カムリ

車台番号 GGGGG555555

エンジン番号 55555555

色白

ナンバー 1A-1111

購入者

氏名 Khiev Art 性別 年齢

職業住所

価額 5,000USドル

上記金額、本日、確かに受領しました。

ご購入後の返品はご遠慮願います。

2006年6月30日 プノンペンにて.

販売者署名証人署名購入者署名サインサインサイン

# カンボジア銀行

預金口座番号:000-123456789 Sok Bora

通貨:USドル

預金口座のステイトメント (2006年6月1日から2006年6月30日まで)

取 引 日	処 理 日	取引内容	支払金額	預金金額	差引残高
		繰越金額			5, 200
1 -Jun- 0 6	1 -Jun- 0 6	現金引出	5,000		200
		合計	5, 000		200

カンボジア銀行 プノンペン支店作成

## 消費貸借契約書

消費貸借契約書 No. 0A-99999B 本契約は下記の債権者及び債務者間で締結されたものである。

債権者: Sao Dara 身分証明書No. 3333

電話番号: 012-999-333

住所: X県Y区コミューン第3村

債務者: Sok Bora 身分証明書No. 2222

電話番号:012-999-222

住所:プノンペン,カン・ドーンペン,サンカット・プサール・カンダルNo.

34

## 両当事者は下記のとおり合意した。

- 1. 債務者は債権者から、2006年6月1日、1000ドルを借り、同日その1000ドル を受け取った。
- 2. 貸付期間 24ヶ月 (お金引渡し日から計算)
- 3. 貸付期間中の利息 年利5%
- 4. 債務者は24ヶ月後の2008年6月1日に債権者に1000ドル及び利息を返済する。
- 5. 債務者が上記返済期日に貸付金全額を返済できない場合は、債務者は遅延 利息を支払う。

遅延利息は利息の倍の年利10%とし、遅延金額及び遅延期間に基づいて 計算する。

2006年6月1日 2006年6月1日

債権者の右の拇印債務者の右の拇印Sao DaraSok Bora(署名)B (署名)

# 第5号様式(証人等調書)

☑証人□本人	□鑑定人 □    調 書	裁判所書記官 印					
(この調書は, 第 る。)							
事件の表示	Case No. 117						
期日	2007年3月23日午前10時						
氏名	クルン・ボパー						
年齢	44歳						
住所	プノンペン, カン・ドーンペン, サンカッカンダル No. 34	ト・プサール・					
宣誓その他の状況	図裁判長(官)は、宣誓の趣旨を説明し、 図証人が偽証をした場合の罪を □本人が偽証の陳述をした場合の制裁を □鑑定人が虚偽の鑑定をした場合の罰を 告げ、別紙宣誓書を読み上げさせてその誓 □裁判長(官)は、さきにした宣誓の効力を 告げた。						
	□後に尋問されることになっている □証人 □鑑定人は □在廷しない。 □ 裁判長(官)の許可を得て在廷した。 □						
	陳述の要領						
別紙のとおり							
		以上					

- (注) 1該当する事項の□にレを付する。
  - 2「陳述の要領」の記載の末尾に「以上」と記載する。

- <sup>1</sup> 裁判官 それでは私の方から、今回の事件について質問をします。当事者 間に争いのない事実については、誘導して聞きます。よろしいで すね。
- 2. 双方代理人 はい。
- <sup>3</sup> 裁判官 それから、キエウ・アートのことを原告、ソック・ボラーのこと を被告と言って質問します。あなたのことは証人と呼びます。分 かりましたね
- 4 証人 はい、わかりました
- <sup>5.</sup> 裁判官 証人は、被告ソック・ボラーの妻ですね。
- 6. 証人 はい
- <sup>7</sup> 裁判官 証人は,2006.6.1に被告と一緒に原告キエウ・アートの家を訪ね ていますね
- 8. 証人 はい。
- <sup>9</sup> 裁判官 それは何の目的で訪ねたのですか
- 10. 証人 夫がキエウ・アートさんに借りていた金を返すというので一緒に 行きました。
- " 裁判官 そこで、原告と被告の間でどんなやりとりがあったか、まず簡単 に話してください
- 差 証人 夫がキエウ・アートさんに借りていたお金の一部の返済として 6000ドルを返しました。それから、残りの3600ドルをどうするか の話になって、夫が父の病気のことを話すと、キエウ・アートさんが同情してくれて、結局3600ドルは返さなくてよいと言ってくれました。
- 13. 裁判官 順番に訊いていきますが、まず返したという6000ドルについてど うやって用意したのか知っていますか。
- 14. 証人 はい、知っています
- <sup>15.</sup> 裁判官 どうやって用意したのですか
- き 証人 夫からキエウ・アートさんにお金を返すから、お金を貯めるよう に言われていました。しかし、夫の父が病気になってしまってお 金が必要になりました。父の病院代でだいぶ使ってしまったので すが、口座に残っていた5000ドルと私の叔父さんのサオ・ダラー さんから1000ドルを借りて6000ドル作りました。
- <sup>17</sup> 裁判官 被告は、原告に何と言って、金を返したのですか
- \*\* 証人 夫は「全額を用意できなかった。まず6000ドルを返すから。」と 言って、お金を差し出していました。
- <sup>19.</sup> 裁判官 原告は何か言っていましたか
- <sup>20.</sup> 証人 はい、キエウ・アートさんは「残りの3600ドルはどうするのか」 と尋ねてきました。

21. 裁判官 その際の原告の様子はどうでしたか

<sup>22</sup> 証人 キエウ・アートさんは不機嫌そうな感じで少し怖い感じでした。 お金を一部しか返さなかったので怒っているのだろうなと思いま した。

23. 裁判官 被告は、3600ドルについてどうすると話したのですか

<sup>24</sup> 証人 夫は「残りの返済は待って欲しい」と頼んでいました

25. 裁判官 返済を待って欲しい理由は何か説明していましたか

26. 証人 はい, 夫は「父が癌になってバンコクの病院で手術をしたので, そのことで治療費がかさんだことを話していました。

<sup>27.</sup> 裁判官 先ほど返済のために貯金をしていた話がでましたが,誰の口座に いくら貯めてあったのですか

\*\* 証人 夫の銀行口座です。正直なところ,正確な金額は知りません。ですが,夫は1万ドル貯めてあったとキエウ・アートさんに言っていました

<sup>29.</sup> 裁判官 被告は、返済の時期についていつまでか具体的な話はしていましたか

<sup>30.</sup> 証人 いいえ, ただ待って欲しいとだけ頼んでいました。

31. 裁判官 証人自身は、3600ドルをいつころまでに用意できると思っていた のですか

<sup>32</sup> 証人 できる限り早くと思っていましたが, 時期については, 具体的に いつとは考えていませんでした。

<sup>33.</sup> 裁判官 あなたは被告と返済について具体的な相談をしたことがあります か。

34. 証人 いいえ,したことはありません。

35. 裁判官 3600ドルを工面するあてが当時、被告にありましたか

36. 証人 2人で一生懸命働いて金を返す覚悟でいました。

37. 裁判官 被告は原告に対してほかに何か言っていましたか

\*\* 証人 夫は「友人として助けて欲しい」と何回も繰り返していました

39. 裁判官 証人は何か言いましたか

40. 証人 私も「お願いします。助けてください」と何度も頼みました

41. 裁判官 それに対して原告はどのような反応でしたか。

\*\* 証人 キエウ・アートさんは「もういい。わかった。3600ドルは返さな くていい」と言ってくれました

43. 裁判官 返さなくていいと言われたのですか。

<sup>44.</sup> 証人 そのとおりです。

45. 裁判官 返さなくていいと言われて被告やあなたはどうしましたか

46. 証人 私も夫も、嬉しくて、嬉しくて、感謝の気持ちでいっぱいでした。ですので、何回も「ありがとうございます」と御礼を言いました。

47. 裁判官 領収証のことは何か話がありましたか

\*\* 証人 ありました。最初に6000ドルを渡したときに、夫がキエウ・アートさんに領収証を書いてくれるよう頼んだのですが、断られました。

50. 証人 はい, キエウ・アートさんは「全額返済するまで領収証は書けない」と言っていました

51. 裁判官 領収証は書けないと言われて、被告は何か言っていましたか

52. 証人 よく覚えていません。

<sup>53.</sup> 裁判官 被告が領収証を書いて欲しいと言ったのは1回だけでしたか

54 証人 よく覚えていませんがそうだったと思います

55. 裁判官 証人自身は、原告に領収証を書いてくれるよう求めましたか

56. 証人 いいえ求めていません

57. 裁判官 証人が領収書を求めなかった理由はなんですか

\*\* 証人 夫とキエウ・アートさんとの問題ですから,私が出しゃばるのも おかしいと思って言いませんでした。

<sup>59.</sup> 裁判官 あなたは何のために被告について行ったのですか。

<sup>60</sup> 証人 それは、夫が全額返せないと言っていたので、返済を待って欲しいと言うつもりでした。

<sup>61.</sup> 裁判官 領収証がもらえないことを証人はどう思いましたか

<sup>62.</sup> 証人 そのときは特に何も考えませんでした。夫が、それ以上何も言わないのでいいのかなと思っていました。

<sup>63</sup> 裁判官 領収証がないと後で支払ったかどうか分からなくなって困るとは 思いませんでしたか

<sup>65.</sup> 裁判官 領収証を書かないという話の後,3600ドルを返さなくて良い,つ まり免除する話になったのですか

66. 証人 そうです

<sup>67</sup> 裁判官 領収証を書かないと言ったときの原告の様子はどうでしたか

<sup>68.</sup> 証人 不機嫌な様子でした。

<sup>69</sup> 裁判官 3600ドルを免除する話が出た後、原告の様子はどうでしたか

<sup>70.</sup> 証人 特に不機嫌な様子はありませんでした。

<sup>71.</sup> 裁判官 領収証を書かないという話の後,免除をしてくれるというまでの 間,どれくらいの時間が経過していましたか

™ 証人 よく覚えていませんが、5分か10分くらいだったと思います

73. 裁判官 免除の話の後で,6000ドルについて領収証を書いてくれという話 を被告やあなたはしませんでしたか

74. 証人 いいえ, 私も夫もしていません

™ 裁判官 なぜしなかったのですか

<sup>76.</sup> 証人 私は免除されたことが嬉しくてそれ以上何も考えませんでした。 夫も同じ気持ちだったと思います。

<sup>77</sup> 裁判官 7月ころ、原告が被告の家に来るようになったということですね

78. 証人 はい

79. 裁判官 原告は何をしにきたのですか

<sup>80.</sup> 証人 突然,家に来て、3600ドルを返せと夫や私に言うようになりました

<sup>81.</sup> 裁判官 3600ドルという金額を示して、返すよう要求してきたのですか

<sup>82</sup> 証人 そうです。3600ドルを返せというのです

83. 裁判官 原告は、そういう催促をするために何回くらいあなたと被告の家 に来たのですか

\*\* 証人 全部で何回かは、はっきり覚えていませんが、1週間に1回くらいは来ていたと思います

\*5. 裁判官 それに対して、被告はどう応対していましたか

\*\*・ 証人 最初は,「3600ドルは返さなくていいと言ってくれたじゃないか」とキエウ・アートさんに言っていたのですが,キエウ・アートさんは,「返さなくていいとは,言っていない」の一点張りで聞いてくれなかったので,8月以降は,夫はキエウ・アートさんに会うのを嫌がって居留守を使うようになりました。

\*\*. 裁判官 あなたは原告と何かやりとりをしていますか

\*\* 証人 はい,夫に頼まれて,キエウ・アートさんに「夫は留守だ」とか言うようになりました。するとキエウ・アートさんは,怒って「金返せ,うそつき,泥棒。」と怒鳴ったり,家のドアを蹴飛ばしたりしていました。

<sup>89</sup> 裁判官 原告が3600ドルの返済を催促しに来るようになってから,6000ドルについて領収証の有無が話題になったことはありますか

<sup>90.</sup> 証人 私は知りません。

91. 裁判官 それでは、私からの質問は以上です。被告代理人の方から質問は ありますか

92.

<sup>93.</sup> 被告代理人 はい。それでは、被告代理人の方からおたずねします

94. 被告代理人 持って行った6000ドルについてですが,紙幣の構成,つまり何ド ル札が何枚だったかは覚えていますか

<sup>95.</sup> 証人 はい,20ドル札で300枚です。

%. 被告代理人 どうして覚えているのですか

97. 証人 私が夫に言われて数え、袋に入れましたから間違いありません。 夫はその袋をキエウ・アートさんに渡していました。

98. 被告代理人 あなた自身はこれまで誰かに金を借りたり貸したりしたことはありますか

99. 証人 いいえ, ありません

<sup>100.</sup> 被告代理人 領収証がどういう意味を持つか知っていましたか

101. 証人 いいえ、深く考えたことはありませんでした。

102. 被告代理人 話を変えて,原告が7月ころ以降,あなたと被告の家に来て「お金を返せ」と言ってきたということについてですが,6月中は来ませんでしたか

103. 証人 はい。来ていません。

<sup>104</sup> 被告代理人 6月1日以降,少なくとも1か月は原告から何の催促もなかった ということになりますね

105. 証人 はい、そうです。

106. 被告代理人 原告が7月以降、返せと言ってきた金額はいくらでしたか

107. 証人 3600ドルです。

108. 被告代理人 8000ドルあるいは9600ドルを返せという話はありましたか

109. 証人 一度もありませんでした

<sup>110</sup> 被告代理人 被告代理人からの質問は,以上です

<sup>111.</sup> 裁判官 はい。それでは,原告代理人から質問はありますか。

<sup>113.</sup> 原告代理人 はい。それでは,原告代理人から尋ねます。

<sup>114</sup> 原告代理人 原告が、今回以前に被告から金を借りたことがあったということ は、知っていますか

- 115. 証人 知りません。
- 116. 原告代理人 あなた自身は、被告の預金口座に、いつ、いくらあったかについては、知っていますか
- 117. 証人 いいえ, 知りません
- 118. 原告代理人 お父さんの病気の治療は2006.6降も続いていましたか
- <sup>119.</sup> 証人 はい, 癌でしたので続いていました。
- 120. 原告代理人 その治療代はいくらかかりましたか
- 121. 証人 知りません。
- 122. 原告代理人 あなたと被告のやっている印刷所では、お客から代金をもらった際に領収証を出していませんか
- 123. 証人 出しています。
- <sup>124.</sup> 原告代理人 領収証を出すのは、お客さんと金を払ったか払わなかったかトラ ブルになることをさけるためではないですか
- 125. 証人 そうです。
- <sup>126.</sup> 原告代理人 つまり領収証は支払済みかどうかを確認する大事なものですね
- <sup>127.</sup> 証人 普通はそうかもしれませんが夫とキエウ・アートさんは友人でしたから違うと思います
- 128. 原告代理人 以上です
- <sup>129.</sup> 裁判官 被告代理人は何か補充することはありますか
- 130. 被告代理人 いいえありません
- <sup>131.</sup> 裁判官 それではこれで終わります。証人はご苦労様でした。

## 宣誓

私は見聞き,知りおよび覚えていることを正直に答えます。

もし何らかの理由でうそをついたりした場合は神々、精霊、森の精たちが私に対して財産がなくなり、また非業の死をとげるように罰を与えてください。もし私が誠実に真実を述べた場合は、ぜひ神々、精霊、森の精たちに私に対して、今世も来世も莫大な財産が手に入るようにし、健康で長寿になるようにし、兄弟親戚と一緒に暮らせるようにしてください。

## 第5号様式(証人等調書)

□証人 ☑本人	□鑑定人 □     調 書	裁判所書記官 印				
(この調書は, 第 る。)	1回口頭弁論調書と一体となるものであ					
事件の表示	Case No. 117					
期日	2007年3月23日午前10時					
氏名	ソック・ボラー					
年齢	46歳					
住所	プノンペン, カン・ドーンペン, サンカット・プサール・カンダル No. 34					
宣誓その他の状況	<ul><li>☑裁判長(官)は、宣誓の趣旨を説明し、</li><li>□ 証人が偽証をした場合の罪を</li><li>☑本人が偽証の陳述をした場合の制裁を</li><li>□ 鑑定人が虚偽の鑑定をした場合の罰を</li><li>告げ、別紙宣誓書を読み上げさせてその誓いをさせた。</li></ul>					
	□ 裁判長(官)は、さきにした宣誓の効力を維持する旨を告 げた。					
	□後に尋問されることになっている □証人 □鑑定人は					
	口在廷しない。					
	□ 裁判長(官)の許可を得て在廷した。□					
 陳述の要領						
別紙のとおり						
以上						

- (注) 1該当する事項の□にレを付する。
  - 2 「陳述の要領」の記載の末尾に「以上」と記載する。

(別紙)

- 1. 裁判官 それでは私の方から、今回の事件について質問をします。
- 2. 被告は原告から,2004年6月2日に,8000ドルを,期間24か月,利息年10%,遅延利息年20%の約束で借りて現金を受け取ったことは間違いないですね
- 3. 被告 はい
- 4. 裁判官 被告は 2006 年 6 月 1 日に妻と一緒に原告キエウ・アートの家を 訪ねていますね
- 5. 被告 はい
- 6. 裁判官 それは何の目的で訪ねたのですか
- 7. 被告 キエウ・アートさんに借りていた金の一部 6000 ドルを返すため でした。
- 8. 裁判官 本来、いくら返さなくてはいけなかったのですか
- 9. 被告 2年分の利息と元本合わせて9600ドルでした。
- 10. 裁判官 9600 ドルは準備していたのですか
- 11. 被告 はい、私の預金口座に毎月300ドルから500ドルくらいずつ貯金 して1万ドルくらい貯まっていました。
- 12. 裁判官 どうしてその1万ドルを返さなかったのですか
- 13. 被告 2006 年 3 月ころから、父が咳き込むようになり、病院に行った ところ肺癌と診断されました。その手術にバンコクに行くことに なって治療費が 1 万ドルくらいかかってしまいました。親戚から 金を借りたりしたのですが、足りなくてそれで返済のために貯め ていた金から 5000 ドル流用しました。
- 14. 裁判官 そうすると 6000 ドルはどうやって工面したのですか
- 15. 被告 口座の残金 5000 ドルに, 妻の叔父のサオ・ダラーさんから 1000 ドル借りて作りました。
- 16. 裁判官 サオ・ダラーさんには原告に返す金として 1000 ドルを借りたの ですか
- 17. 被告 いいえ。恥ずかしいのでサオ・ダラーさんには原告のことは話していません。
- 18. 裁判官 原告には、6月1日より前に、父親の病気のことを話して返済を 待って欲しいということは頼みましたか
- 19. 被告 いいえ、頼んでいません
- 20. 裁判官 どうして頼まなかったのですか
- <sup>21.</sup> 被告 一部しか返せないというのが恥ずかしかったし、なんとか金を工 面できると思っていたからです。
- 22. 裁判官 6月1日夕方に原告方を訪れることは原告に知らせましたか
- 23. 被告 はい。その日、金を持って行く前に電話しました。
- 24. 裁判官 その際,原告に、6000ドルのみ一部弁済することは連絡してい

ましたか

25. 被告 いいえ。話しませんでした。

26. 裁判官 原告に領収証を準備しておくよう頼んでいたことはありましたか

27. 被告 いいえ。頼みませんでした

28. 裁判官 どうして事前に 6000 ドル持って行くから領収証を用意して欲し いと頼まなかったのですか

29. 被告 ともかく金を返せないということで頭がいっぱいで何も考えていませんでした

30. 裁判官 原告方で、原告とどんなやりとりをしましたか

31. 被告 私は、キエウ・アートさんに 6000 ドル返しました。残りの 3600 ドルについては待ってくれるよう頼みました。父親の病気のことを話したら、キエウ・アートさんが同情してくれて 3600 ドルの支払を免除してくれました。領収証を書いてくれるよう頼んだのですが断られました。

32. 裁判官 まず、何と言ってあなたは原告に金を返したのですか

33. 被告 「すまない。実は全額用意できなかった。ひとまず 6000 ドルだ け持ってきたのでその分だけ領収証をくれ。」と言って、袋に入った 6000 ドルを渡しました。

34. 裁判官 6000 ドルの内訳を教えてください

35. 被告 20 ドル札で 300 枚です。

36. 裁判官 領収証を書いてくれと 6000 ドルを返したときに言ったのですか

37. 被告 そうです

38. 裁判官 原告はどう反応していましたか

39. 被告 「たしかに 6000 ドルは受け取った。でも全額ではないから領収 証は書けない。」と言われました。

40. 裁判官 被告はなぜ領収証を書いてくれと原告に求めたのですか

41. 被告 金を貸し借りしたときには領収証を書くものだと考えていました

42. 裁判官 被告は以前,原告に金を貸したことはありますか

43. 被告 はい

44. 裁判官 原告が金を返したとき領収証は書きましたか

45. 被告 書きました

46. 裁判官 それはどちらが言い出して書いたのですか

47. 被告 キエウ・アートさんからです。彼は几帳面な性格なので書いてく れと言われました

48. 裁判官 今回,6月1日に6000ドル返したのに領収証を書かないと言われてどう思いましたか

49. 被告 全額返さないと書かないというのはおかしいと思いました。で も、私が原告に金を返さなかったことを怒っているのだと思いましたし、それも仕方ないと思いました

50. 裁判官 領収証を書くよう再度求めましたか

51. 被告 いいえ求めていません。

52. 裁判官 どうして,6000 ドル分書いてくれるよう再度頼まなかったので すか

53. 被告 原告とは友人でしたから後で返した,返さないというトラブルに なるとは思っていませんでした。それとそのときは 3600 ドルを 返せなかったことが申し訳なくて何も言えませんでした。

54. 裁判官 残金の3600ドルについては、原告は何か言っていましたか

<sup>55.</sup> 被告 「残りの 3600 ドルはいつ返してくれるのか。」と言われました。

56. 裁判官 あなたは何と答えましたか

57. 被告 「なるべく早く返すから待って欲しい。1万ドルを預金して返す 準備をしていたが父が病気になってバンコクに行き手術代などで 使ってしまい 6000 ドルしか用意できなかった。」などと言って 謝りました。

58. 裁判官 あなたは、いつころまでに3600ドル返すつもりだったのですか

59. 被告 なるべく早くとは思っていました

60. 裁判官 どうやって金を工面するつもりだったのですか

61. 被告 働いてまた金を貯めるつもりでした

62. 裁判官 あなたのお父さんの病気は手術して完治したのですか

63. 被告 いいえ。癌でしたので、バンコクで5月に手術した時、医者にカンボジアに帰っても継続した治療が必要だと言われました。

64. 裁判官 医者からは、手術後の治療にどれくらい金がかかるかについて は、手術後、言われていましたか

65. 被告 はい。全部でまだ1万ドルくらいはかかるだろうと言われていました。

66. 裁判官 実際、いくら手術後に父親の治療費を支払いましたか

67. 被告 父は,2006年12月に結局死んだのですが,バンコクから帰った 7月ころから,合計8000ドルくらいかかりました。

68. 裁判官 それは一度に支払ったのですか

69. 被告 いいえ。病院の支払は、たしか7月に4000ドルと、9月から毎 月、12月まで1000ドルくらい支払ったように記憶しています。

70. 裁判官 その金はどうやって工面したのですか

71. 被告 他人から借りたり、生活費を切り詰めたりして用意しました

72. 裁判官 あなたが, 父親の病気のことなどを話したら, 原告はどう反応しましたか

73. 被告 「分かった,お前も大変だったな。残りの金は返さなくていい。」と言ってくれました。

74. 裁判官 それであなたはどうしましたか

75. 被告 私は、びっくりして嬉しくて、キエウ・アートさんに「ありがとう、真の友人よ。」などと言って何度も御礼を言いました。妻も横から御礼を言っていました。

76. 裁判官 あなたも,原告が3600ドルを免除してくれるとは期待していな かったのですか

77. 被告 はい

78. 裁判官 どうしてですか

79. 被告 それは、3600 ドルは大金ですから・・。ただ原告は金持ちなので、もしかしたら免除してくれるという気持ちも少しはありました。

80. 裁判官 いつ残金を返すのか尋ねられてから, 免除されるまでどれくらい の時間がありましたか

81. 被告 はっきり覚えていませんが、10分くらいだったと思います

82. 裁判官 その 10 分間くらいの時間で、父親の病気の話以外になにか話しましたか

83. 被告 いいえ,特にありません。

84. 裁判官 免除の話が出た後,6000 ドルについて領収証を書いてくれるよう頼みましたか

85. 被告 いいえ。頼んでいません。

86. 裁判官 どうしてですか

87. 被告 免除されたことが嬉しくてつい忘れてしまいました。

88. 裁判官 免除するということを何か書面にするよう頼みましたか

89. 被告 いいえ。頼んでいません。

90. 裁判官 どうしてですか

<sup>91.</sup> 被告 それは友達でしたし、そのときは嬉しくて興奮していたのでそこ まで考えませんでした。

92. 裁判官 6月1日以降,原告から何か連絡はありましたか

93. 被告 6月中は何もなかったのですが,7月になって突然,3600ドルを 返せと言われました

94. 裁判官 そう言われてあなたはどうしましたか

95. 被告 私は、3600 ドルについては免除してもらったはずなのに、おかしいと思いました。それで、最初の数回は会っていたのですが、途中から居留守を使うようになりました。そうしたところ、キエウ・アートさんは、11 月ころまで毎日のように押しかけてきて、「どろぼう、金を返せ。」などとわめくようになりました。

96. 裁判官 どうして原告がそのような行動を取っているのだと考えましたか

97. 被告 私には全く理由が分かりませんでした。友人だと思っていたのに 裏切られた気持ちです

98. 裁判官 原告に 6000 ドルを支払済みであることを 7 月以降, 再確認した ことはありましたか

99. 被告 いいえ,ありませんでした

100. 裁判官 それでは、私からの質問は一応終えます。被告代理人、何か補充 することはありますか

101. 被告代理人 はい。それでは私から質問しますので、裁判官の方を見てはっき りとよく聞こえる声で答えてください。

102. 被告代理人 Y1号証を示したいと思いますが、裁判官、よろしいでしょうか

103. 裁判官 どうぞ

104. (Y 1 号証を示す)

105. 被告代理人 この銀行のステイトメントを見ると 6 月 1 日に 5000 ドルがあな たの口座から引き下ろされていますが,このお金が,あなたが原告に支払った 6000 ドルの一部ですね

106. 被告 そうです

107. 被告代理人 あなたは当然 2006 年 6 月 1 日当時,将来裁判が起こることは予想していませんね

108. 被告 もちろん予想していません

109. 被告代理人 それからあなたのお父さんの治療費を支払ったのは 6 月ではなく 7 月ですね

110. 被告 そうです

111. 被告代理人 つまり, 6月にあなたがお金をおろす必要があったのは原告に金 を返す以外なかったということですか

112. 被告 そうです。6月1日に私が偶然別の理由で金をおろしていてそれをこの裁判で、さもキエウさんに金を返した根拠のように嘘をついているということは絶対ありません

113. 被告代理人 裁判官、Y2号証を示したいと思いますが、よろしいでしょうか

114. 裁判官 どうぞ

115. (Y2号証を示す)

116. 被告代理人 このサオ・ダラーさんとの消費貸借契約で借りた 1000 ドルが, あなたが原告に支払った 6000 ドルの一部ですね

117. 被告 そうです。間違いなく、銀行の金と併せて 6000 ドル支払いました。

118. 被告代理人 あなたが支払った 6000 ドルを原告が何に使ったか思い当たることはありますか

119. 被告 はい。あります。

120. 被告代理人 それは何ですか

121. 被告 中古のトヨタカムリを買ったと思います。6月1日以降, それ以前は無かったカムリをキエウ・アートさんの長男のキエウ・アルン君が運転しているのを何回か見かけました。

122. 被告代理人 あなたとしては,原告に約束とおり6月1日に9600ドル返せな かったことは大変申し訳ないという気持ちだったのですね

123. 被告 はい

124. 被告代理人 そういう気持ちが、原告に対して領収証を書いてくれと強く言えなかったことに関係していますか

125. 被告 はい。とにかくすまないという気持ちで、領収証のことも強く要求できなかったのです。今思うときちんともらっておけばよかったと後悔しています

126. 被告代理人 私からは以上です。

127. 裁判官 原告代理人尋問をどうぞ

128. 原告代理人 はい。私の方から何点か質問します。

129. 原告代理人 領収証について聞きますが、全額返さないなら領収証を書かない と言われた時、逆に領収証を書いてくれないのなら、6000 ドル を返してくれと言わなかったのですか

130. 被告 言っていません

131. 原告代理人 以前,原告から1000ドル返してもらった時,原告の求めに応じて領収証をきちんと出したのだから原告も出して欲しいとは求めなかったのですか

132. 被告 求めていません

133. 原告代理人 領収証が金の支払を証明するものだということは分かっていましたね

134. 被告 それは分かっていましたが、キエウさんとは友人でしたから領収 証がそんな重要だとは思っていなかったんです。

135. 原告代理人 あなたは親戚のサオ・ダラーさんから金を借りるのにきちんと消費貸借契約書を作っていますね

136. 被告 はい。

137. 原告代理人 親戚間でも、きちんと利息の約束もしていますね

138. 被告 はい

139. 原告代理人 親戚の間ならば、法律がどうあれ、わざわざ正式な消費貸借契約 書を作る必要はなかったのではないですか

140. 被告 それは、1000 ドルはそれなりの大金ですから、後で契約内容や 金の受け渡しについてトラブルになるのを防ぐために、親戚間で もきちんと契約書を作ったのです

141. 原告代理人 つまり親戚の間でさえ,金の貸し借りにおいては契約書などの書類が重要だということは、わかっていたのでしょう?

142. 被告・・・・はい

- 143. 原告代理人 友人にすぎない原告との間では、まして、領収証などが重要だと いうことは分かっていたのではないですか
- 144. 被告 ・・・・・・ (うつむいて語らず)
- 145. 原告代理人 答えがないようなので次の質問をします。あなたの話を前提にすると 6000 ドル返して,3600 ドルは免除されて,全額返済したのと同じ状態になったわけですね
- 146. 被告 はい
- 147. 原告代理人 そうだとすると頼めば、原告は領収証を書いてくれたのではないですか
- 148. 被告 それはそうかもしれませんが実際頼んでいないので答えようがあ りません
- 149. 原告代理人 それから被告が支払った,お父さんの継続的な治療費合計 8000 ドルというのは具体的に誰から金を借りて工面したのですか
- 150. 被告 それは何人もから借りたのでよく覚えていません
- 151. 原告代理人 7月の段階で4000ドル払ったと言いましたがそれも借金ですか
- 152. 被告 自分の働いた金と借りた金です
- 153. 原告代理人 誰から借りたのですか
- 154. 被告 覚えていません
- 155. 原告代理人 7月の時点で、金を貸してくれる人がいたのなら、なぜ、そういった人から金を借りて、6月1日に原告に9600ドルを返さなかったのですか
- 156. 被告 その時点では借りられなかったのです
- 157. 原告代理人 あなたの銀行口座には6月1日に5000ドルを下ろしてもまだ 200ドルが残っていたようですが、その200ドルは医療費に使われたのですか
- 158. 被告 使ったかもしれませんがよくわかりません。
- 159. 原告代理人 実際は、原告に返したという 6000 ドルが、お父さんの継続的治療費に使われたのではありませんか
- 160. 被告 違います。私は、嘘はついていません。信じてください
- 161. 原告代理人 以上です。
- 162. 裁判官 被告代理人はなにか補充することはありますか
- 163. 被告代理人 ありません
- 164. 裁判官 裁判官から聞きますが、病院の支払明細書のようなものは持って いますか
- 165. 被告 たぶん捨ててしまって持っていないと思います。
- 166. 裁判官 わかりました。
- 167. 裁判官 それではこれで被告本人尋問を終わります。被告はご苦労様でした

## 宣誓

私は見聞き,知りおよび覚えていることを正直に答えます。

もし何らかの理由でうそをついたりした場合は神々、精霊、森の精たちが私に対して財産がなくなり、また非業の死をとげるように罰を与えてください。もし私が誠実に真実を述べた場合は、ぜひ神々、精霊、森の精たちに私に対して、今世も来世も莫大な財産が手に入るようにし、健康で長寿になるようにし、兄弟親戚と一緒に暮らせるようにしてください。

## 第5号様式(証人等調書)

□証人 ☑本人	裁判所書記官 印					
(この調書は, 第 る。)	FI					
事件の表示	Case No. 1 1 7					
期日	2007年3月23日午前10時					
氏名	キエウ・アート					
年齢	46歳					
住所	プノンペン,カン・チョムカー・モーン,サンカット・トンレー・バサック No. 12					
宣誓その他の状況	<ul> <li>☑裁判長(官)は、宣誓の趣旨を説明し、</li> <li>□ 証人が偽証をした場合の罪を</li> <li>□ 本人が偽証の陳述をした場合の制裁を</li> <li>□ 鑑定人が虚偽の鑑定をした場合の罰を</li> <li>告げ、別紙宣誓書を読み上げさせてその誓いをさせた。</li> <li>□ 裁判長(官)は、さきにした宣誓の効力を維持する旨を告</li> </ul>					
	げた。 □後に尋問されることになっている □証人 □鑑定人は □在廷しない。 □ 裁判長(官)の許可を得て在廷した。 □					
陳述の要領						
別紙のとおり						
以上						

- (注) 1該当する事項の□にレを付する。
  - 2 「陳述の要領」の記載の末尾に「以上」と記載する。

#### (別紙)

<sup>1</sup> 裁判官 それでは私の方から、今回の事件について原告本人に質問をしま

<sup>2</sup> 裁判官 原告の家に、被告とその妻が、2006年6月1日訪ねてきました ね

<sup>3</sup> 原告 はい

\* 裁判官 被告は何をしにあなたの家に来たのですか

<sup>5</sup> 原告 その日は貸した金と利息の 9600 ドルを返してもらう日だったのですが、ソック・ボラーさんは、金を返せないということを私に言ってきました。

\* 裁判官 被告はあなたに 9600 ドルの一部として 6000 ドルを返してきたのではないですか

『原告 絶対に1ドルももらっていません

\* 裁判官 被告は金を返せない理由を何と言ったのですか

<sup>3</sup> 原告 「3月に父親が癌になって5月にバンコクで手術を受けたりする のに金がかかってしまい用意できなかった」と言っていました。

\*\*\* 裁判官 それを聞いてあなたはどう思いましたか

"原告 正直、その日に金を返してもらえると思っていたのに突然返せないと言われてびっくりもしましたし腹も立ちました。

<sup>12</sup> 裁判官 それであなたは何と言いましたか

「お前のことを信じて 8000 ドルを 2 年間も貸したんだ。元金 8000 ドルと利息 1600 ドル併せて 9600 ドルを今日きちんと返し て欲しい。」と言いました。

\* 裁判官 被告はそれに対してどう言っていましたか

<sup>15</sup> 原告 「もうすぐまとまった金が入るのでもう少し待って欲しい」と言っていました。

<sup>17</sup> 原告 いいえ。いつ返すと具体的に言わないので、あてはないのだろうなと思いました。

\*\* 裁判官 被告の様子はどうでしたか

<sup>19</sup> 原告 何回も頭を下げていました。「すまない」とか「友達だから待って欲しい。」とか言っていました。

<sup>20</sup> 裁判官 被告の妻は何か言っていましたか

<sup>21</sup> 原告 「許してください」とか「待ってください」と言って頭を下げて いました。

<sup>22</sup> 裁判官 そういった被告やその妻の様子を見てどう思いましたか

<sup>23</sup> 原告 少し可哀想に思いました。

<sup>24</sup> 裁判官 可哀想に思って、支払を免除しようと思ったのではありませんか

∞ 原告 そんなことは思いません

26 裁判官 支払を待ってやろうとは思いましたか

<sup>27</sup> 原告 それは、少しは思いました。

※ 裁判官 実際に支払を待ってやるということは言いましたか

29 原告 いいえ、言っていません。

™ 裁判官 なぜ言わなかったのですか

<sup>31</sup> 原告 私がどうしようか考えていると、ソック・ボラーさんが逆にさら に金を貸して欲しいと言ってきたので、支払を待ってやるとかい う話ではなくなってしまったからです。

<sup>32</sup> 裁判官 被告は、いくらさらに貸して欲しいと言ったのですか

33 原告 4000 ドルです

\*\* 裁判官 4000 ドル貸して欲しい理由について被告は何と言っていました か

<sup>35</sup> 原告 「父親の病院代がさらにかかるので貸して欲しい」と言っていました。

<sup>16</sup> 裁判官 そう言われてあなたはどう返事したのですか

<sup>37</sup> 原告 私は、「金も返さないお前にこれ以上金を貸すわけにはいかない。まず9600ドル返してくれ。その上で4000ドル貸してほしいと言うのであれば考えてみる。」と言いました。

\*\* 裁判官 被告はどう言っていましたか

<sup>39</sup> 原告 「わかった。何とかしてみる。」と言って,そのまま逃げるよう に帰って行きました

<sup>10</sup> 裁判官 確認しますが,原告は,被告から 6000 ドルを返してもらったことも,残りの 3600 ドルを免除したこともないということですね

<sup>41</sup> 原告 そうです。絶対にそんなことはありません。

<sup>42</sup> 裁判官 6月1日に被告が帰った後,支払を催促しましたか

<sup>43</sup> 原告 しました。被告の家に行って貸した金を返すよう言いました。

44 裁判官 それはいつですか

<sup>45</sup> 原告 日付までははっきり覚えていませんが,2006年7月初めころだったと思います。

<sup>46</sup> 裁判官 なぜ,6月1日以降,7月までの間,支払を催促しなかったので すか

「原告 1 つには,6月18日に長女の結婚式があり,その準備などで忙しかったことや,ソック・ボラーさんを友人として信用していたからです。お父さんが病気のときにあまり金のことで催促しては悪いという気持ちもありました。

\*\* 裁判官 催促に対して被告はなんと応じていましたか

\*\* 原告 「父親の病気が完全に治っておらずまだ金がかかるのでもう少し 待って欲しい。」と言ってお金を返してもらえませんでした。

∞ 裁判官 7月以降,何回くらい被告に支払の催促をしましたか

<sup>51</sup> 原告 はっきりと回数までは覚えていませんが週1回くらいは催促して いました № 裁判官 いつ頃まで催促をし続けたのですか

『原告 その年の12月に弁護士に相談に行ったのですが,それまでは催

促に行っていたと思います。

№ 裁判官 それでは、私からの質問は以上です。原告代理人の方から質問は

ありますか

□ 原告代理人 はい。それでは,原告代理人から尋ねます。裁判官によく聞こえ

るようゆっくりとはっきりした声で答えてください

原告はい。

56 原告代理人 領収証の用紙は6月1日に持っていましたか

<sup>57</sup> 原告 はい

58 原告代理人 なぜ持っていたのですか

<sup>59</sup> 原告 もともと自宅兼洋服店ですので洋服店の方に客に渡す領収証用紙 がありました。ソック・ボラーにお金を返してもらったら店の領

収証用紙を使って領収証を作るつもりでした。

◎ 原告代理人 原告は被告と本件以前に金の貸し借りをしたことがありますか。

<sup>61</sup> 原告 はい。あります。以前,私は結婚式の費用が足りなくて借りました。確か 1000 ドルだったと思います。

原告代理人あなたが、お金を返したのですね。

原告はい。

原告代理人

◎ 原告代理人 その金を返したときに領収証は受け取りましたか

<sup>63</sup> 原告 はい。ソック・ボラーさんに頼んで領収証を書いてもらいました。

原告は被告以外に金を他人に貸したことがありますか

55 原告 7ないし8回あります

<sup>66</sup> 原告代理人 その際、領収証を渡さなかったということはありますか

" 原告 ありません

<sup>®</sup> 原告代理人 これまで、全額を一度に返済されるのではなく、一部だけ返済を 受けた、つまり一部弁済を受けたことはありましたか

<sup>69</sup> 原告 ありました

<sup>™</sup> 原告代理人 その一部弁済のときも返してもらった分だけ領収書を渡すのです か。

<sup>71</sup> 原告 渡します

™ 原告代理人 一部弁済のときもなぜ領収証を渡すのですか

<sup>73</sup> 原告 領収証はあくまで、いくら受け取ったかを明らかにするための書 類ですから、支払が一部か全部かは関係ないと考えています。

<sup>74</sup> 原告代理人 それでは、取調べ済みのX2号証を示して質問したいと思いますが、裁判官、よろしいでしょうか

<sup>75</sup> 裁判官 どうぞ

(X2号証を示す)

- <sup>76</sup> 原告代理人 これは、カンボジア銀行のあなた名義の預金口座のステイトメントです。このステイトメントを見ると、6月15日に1万ドルを下ろしていますね。
- " 原告 はい
- ™ 原告代理人 これは何に使いましたか
- <sup>79</sup> 原告 5000 ドルを長女の結婚式に 5000 ドルを長男のために中古のトヨ タカムリを買うのに使いました。
- \*\* 原告代理人 続きまして,取り調べ済みのX3号証を示して質問したいと思いますが、裁判官、よろしいでしょうか
- <sup>81</sup> 裁判官 どうぞ

(X3号証を示す)

- <sup>82</sup> 原告代理人 この請求書兼領収書がその 5000 ドルでカムリを買ったときの領 収証ですね
- \*\* 原告 そうです
- <sup>84</sup> 原告代理人 ところで,あなたは,7月以降,被告に「9600ドルを返せ」と言って,支払の催促をしたのですか。
- \*\* 原告 いえ、私は、「金を返せ」と言っただけで、金額は言っていません。ただ、それは、当然、「9600ドルを返せ」という意味です。
- <sup>86</sup> 原告代理人 「金」というふうな言葉ですが、それは「9600 ドルを返せ」と いう意味だったということですね。
- 87 原告 はい。
- \*\* 原告代理人 わかりました。
- <sup>89</sup> 原告代理人 原告代理人からの質問は、以上です
- ∞ 裁判官 はい。それでは、被告代理人から質問はありますか。
- 『 被告代理人 はい。それでは、被告代理人の方からおたずねします
- <sup>©</sup> 被告代理人 あなたは 6 月 1 日に 9600 ドルを返済されると思っていたんでしょう
- 93 原告 もちろんです
- \*\* 被告代理人 あなたは,9600 ドルが返済されることを前提に6月に長女の結婚式など出費を予定していたのではないですか
- <sup>95</sup> 原告 それは・・・まあそうですね
- ∞ 被告代理人 長女の結婚式に全部でいくらかかったのですか
- <sup>97</sup> 原告 総額いくらかよく覚えていませんが、私が出したのは 5000 ドル です
- \*\* 被告代理人 実際はもっとかかったのではないですか
- <sup>99</sup> 原告 もらったお祝い金も費用に使っていますので総額がいくらかはよ く分かりません

- <sup>101</sup> 原告 私名義の口座は、ほかにありません。
- <sup>102</sup> 被告代理人 ほかの口座に6月1日被告から受け取った 6000 ドルを入金して いるのではないですか
- <sup>103</sup> 原告 今、ほかに口座はないと言ったでしょう。それに、6000 ドルなんて受け取っていませんよ
- <sup>104</sup> 被告代理人 それでは別のことを尋ねますが,長男に 5000 ドルで車を買って やったということですね
- <sup>105</sup> 原告 そうです
- <sup>106</sup> 被告代理人 いつ車を買ってやろうと思ったのですか
- 107 原告 よく覚えていませんが、長女の結婚式の日取りが決まった後でしたので、2006 年 2 月ころだったと思います
- <sup>108</sup> 被告代理人 そうすると,6月1日に9600ドルが返済される前提で,車を買 うことにしたわけでしょう
- 109 原告 はい
- \*\*\* 被告代理人 それから、あなたの先ほどの証言だと、他にあなた名義の口座はないということですから、1万ドル下ろして残高の5500ドルがあなたのほぼ全財産ですね
- " 原告 まあそうですね
- <sup>112</sup> 被告代理人 あなたの毎月の収入はどれくらいですか
- 113 原告 月によっても違いますが平均して 1000 ドルくらいです
- \*\*\* 被告代理人 そういった状況でどうして6月に車を買うことを延期しなかったのですか。
- <sup>115</sup> 原告 長男と長女を公平に扱いたいと思っていたので、予定通り1万ドルを下ろしただけです。
- 116 被告代理人 あなたは,全額金が返ってこないということに腹が立ったでしょう
- " 原告 それは腹が立ちましたね。約束を破られたんですから
- 被告代理人 被告は、あなたに6月1日に借りていた全額を返せないということで申し訳ないという態度だったでしょう
- 119 原告 そうですね
- <sup>120</sup> 被告代理人 あなたは,6000 ドル返してもらったにも関わらず,全額ではな かったから腹を立てて領収証を書かなかったんじゃないんですか
- <sup>122</sup> 被告代理人 被告のすまないという気持ちにつけ込んだんじゃないですか
- <sup>123</sup> 原告 全く違います
- <sup>™</sup> 被告代理人 あなた自身,被告のことを父親が病気で可哀想だと,6月1日の ときには思ったでしょう
- 25 原告 そういう気持ちはありました

126 被告代理人 だから、3600ドルを免除したんじゃないんですか

<sup>127</sup> 原告 だから,3600 ドルってなんですか。6000 ドルなんか受け取って

いないと何度も言っているでしょう。変な質問の仕方をしないで

もらえますか

<sup>128</sup> 裁判官 被告代理人,その点はもう議論になりかねないのでやめてくださ

い。ほかのことを訊くなら尋問を続けてください

29 被告代理人 わかりました。結構です。尋問を終わります

<sup>131</sup> 原告代理人 ありません

<sup>132</sup> 裁判官 それではこれで原告本人尋問を終わります。原告はご苦労様でし

た。

以上

## 宣誓

私は見聞き, 知りおよび覚えていることを正直に答えます。

もし何らかの理由でうそをついたりした場合は神々、精霊、森の精たちが私に対して財産がなくなり、また非業の死をとげるように罰を与えてください。もし私が誠実に真実を述べた場合は、ぜひ神々、精霊、森の精たちに私に対して、今世も来世も莫大な財産が手に入るようにし、健康で長寿になるようにし、兄弟親戚と一緒に暮らせるようにしてください。

プノンペン市裁判所 1 1 7 号 貸金請求事件 原告 キエウ・アート 被告 ソック・ボラー

2007年2月16日 プノンペン市裁判所 御中

原告代理人弁護士 メアス・ピッ

## 証拠申出書

#### 本人尋問の申出

1 原告本人の表示

原告本人 キェウ・アート (主尋問 30分) 住所 プノンペン, カン・チョムカル・モーン, サンカット・テューレ・バ サック第12番地

2 立証の趣旨

原告は6000ドルの一部弁済を受けていないこと。 原告は残額の免除をしていないこと。

#### 3 尋問事項

- 2006年6月1日に、被告から6000ドルの支払を受けたか。
- ・ 同日、原告は、被告に対し、債務を免除するという話をしたことがあるか。
- ・ 同日、被告は、原告宅に来て、どういう話をしたのか。
- ・ 原告は、お金を受け取ったときに領収証は作成するか。
- 原告は、2006年6月ころ、中古のカムリを買ったことがあるか。
- その購入資金はどのように調達したのか。
- 2006年7月以降、被告に対し、支払を求めたことはあるか。
- ・・その他関連事項。

プノンペン市裁判所 1 1 7 号 貸金請求事件 原告 キエウ・アート 被告 ソック・ボラー

2007年2月20日 プノンペン市裁判所 御中

被告代理人弁護士 ビィレアッ・ボット

## 証拠申出書

#### 第1 証人尋問の申出

1 証人の表示

証人 クルン・ボパー (主尋問15分)

住所 プノンペン,カン・ダウン・ペン,サンカット・プサール・カンダル第3番 地

2 立証の趣旨

被告が6000ドルの一部弁済をしたこと。

原告が、被告に対し、残額免除の意思表示をしたこと。

- 3 尋問事項
  - 証人は、2006年6月1日、原告の家に行ったか。誰と行ったか。何のために行ったか。
  - 被告は、原告に対し、6000ドルを支払ったか。
  - ・ 被告は、原告から領収証を受け取ったか。なぜ受け取らなかったのか。
  - ・ 6000ドル以外の残額について、原告は免除の意思表示をしたか。
  - 2006年7月以降、原告から支払の催促があったか。
  - その他関連事項。

#### 第2 本人尋問の申出

1 被告本人の表示

被告本人 ソック・ボラー

住所 証人と同じ。

2 立証の趣旨

被告が6000ドルの一部弁済をしたこと。

原告が、被告に対し、残額免除の意思表示をしたこと。

- 3 尋問事項
  - 原告に対する8000ドル及び利息の返済資金は確保していたのか。
  - 返済が難しくなったのはなぜか。
  - 足りないお金はどのようにして調達しようとしたのか。
  - 2006年6月1日、サオ・ダラーから1000ドルを借りたか。
  - 同日、被告の銀行口座から5000ドルを下ろしたか。
  - 被告は、2006年6月1日、原告に対し、6000ドルを支払ったか。
  - 被告は、原告から領収証を受け取ったか。なぜ受け取らなかったのか。
  - 6000ドル以外の残額について、原告は免除の意思表示をしたか。
  - 2006年7月以降、原告から支払の催促はあったか。
  - その他関連事項。

# 訴訟委任状

2007年1月10日

住 所 プノンペン, カン・チョムカー・モーン, サ ンカット・トンレー・バサック No. 1 2

委任者 キェウ・アート 身分証明書 No.: 1111

私は、次の弁護士を任意代理人と定め、下記の事件に関する各事項を委任します。

弁護士 メアス・ピッ 住 所 プノンペン, ××, 〇〇 電 話 ・・・・・ FAX ・・・・・

記

## 第1事件

- 1 相手方被 告 ソック・ボラー
- 2 裁判所 プノンペン市裁判所
- 3 事件の表示原告の被告に対する貸金返還請求事件
- 第2 委任事項
  - 1 原告がする一切の行為を代理する権限
  - 2 反訴の提起
  - 3 訴えの取下げ、和解、請求の放棄若しくは認諾又は訴訟参加
  - 4 控訴、上告若しくは故障の申立て又はこれらの取り下げ
  - 5 復代理人の選任

# 訴訟委任状

2007年1月25日

住 所 プノンペン, カン・ドーンペン, サンカット・プサール・カンダル No.34

委任者 ソック・ボラー 身分証明書 No.: 2222

私は、次の弁護士を任意代理人と定め、下記の事件に関する各事項を委任します。

弁護士 ビィレアッ・ボット

住 所 プノンペン,  $\triangle \triangle$ ,  $\Box \Box$ 

電 話 ・・・・・ FAX ・・・・・

記

## 第1 事件

- 相手方
   原告キエウ・アート
- 2 裁判所プノンペン市裁判所
- 3 事件の表示2007年第117号貸金請求事件
- 第2 委任事項
  - 1 被告がする一切の行為を代理する権限
  - 2 反訴の提起
  - 3 訴えの取下げ、和解、請求の放棄若しくは認諾又は訴訟参加
  - 4 控訴、上告若しくは故障の申立て又はこれらの取り下げ
  - 5 復代理人の選任

#### 送達報告書(モデル)

#### 下記の枠は書記官が記入する。

発送期日 : 2007年 1月 14日

事件番号 : 2007年第117号

送達資料名称: 訴状写し, 答弁書催告状, 弁論準備手続期日呼出状(2007年2月9日午前10

時), X第1号証写し

送達担当者氏名: Z

送達担当者住所: (省略)

受送達者氏名: ソック・ボラー

## 送達資料受領者署名または拇印 : 署名マーク(グルン・ボパーの署名)

送達実施者は下記の枠に記入をすること(郵便、執行官または書記官による場合)

込 佳 夫 旭 付 は 下 記 v	71年に記入せりること	(野皮、粉竹」日または	自己日による場日/		
送達の場所:プノンペン,カン・ドーンペン,サンカット・プサール・カンダル No34					
送達期日: 2	2007年 1月	17日 時間	12: 00	午前/午後	
送達方法					
$\square$ 1	受送達本人に直接手渡	しました。			
	□ 受送達者が読み書きできなかったため、送達資料の内容を要約して説明しました				
<b>⊄</b> 2		人がいなかったため、書	<b>ト</b> 類について相当のオ	つきまえがあると認	
	められる次の者に渡しました。				
	□ 使用人 □	その他の従	業者	同居者	
	氏名: グルン・ボハ	°—			
$\square$ 3	次の者が正当な理由なく受け取りを拒んだので、その場に差し置いた				
	□ 受送達本人		使用人		
	□□□□□居者		その他の従	業者	
	氏名:				
☑ 上記のとおり送達しました。					
□ 送達の場所に受送達本人若しくは書類について相当のわきまえがあると認められる者がいなかったため、送達できませんでした。					
報告期日:2007年1月17日					
報告者氏名および署名: Z 署名マーク(Zの署名)					

## 送達実施者に対する注意

- 1. もし実際に送達の受取人(受送達者またはそのほかの者)が書けず、もしくは 署名できず、あるいは拇印を押せなかった場合は送達担当者は署名または拇印 のところにその旨を記載すること。
- 2. 「送達の場所」は正しくかつ明確に記載すること。
- 3. 送達方法①による送達の場合は、送達担当者はその①に該当する欄に✔をする こと。また詳細内容についても該当する□に✔をすること。送達方法②による 送達の場合は、それに該当する欄に✔をすることと、それに受領者はどういう 人かを該当の□に✔をし、その人の氏名を記入すること。送達方法③による送 達の場合は、それに該当する欄に✔をすることと、正当な理由なく受け取りを 拒んだ者はどういう人かを該当の□に✔をし、その人の名前を記入すること。
- 4. 送達担当者が送達できなかった場合は、「送達の場所に受送達本人若しくは書類について相当のわきまえがあると認められる者がいなかったため、送達できませんでした」と記載のある□に✔をすること。